

新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金

物価高騰が続く中、新型コロナウイルス感染症への対応に積極的に取り組む医療機関等に対し、安定的・持続的な医療提供体制の確保を図るため、応援金を給付します！

支給対象

応援金を申請する時点において、次のいずれかを満たす医療機関等となります。

(1) 診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者の診療や検査を行う医療機関として県から指定を受けた医療機関。ただし、診療及び検査ともに自院患者以外にも実施し、かつ、県HPで公表している医療機関に限る。

(2) 健康フォローアップ協力医療機関

新型コロナウイルス感染症陽性患者の自宅療養者に対する診療を行う医療機関として、県へ報告している医療機関。

(3) 訪問看護事業所

新型コロナウイルス感染症陽性患者の自宅療養者に対する訪問看護の実績のある指定訪問看護事業所。

(4) 後方支援医療機関

療養期間を過ぎても他の疾病により自宅や高齢者施設等に戻れない患者を受け入れる医療機関として、県へ報告している医療機関。

支給対象であっても、**新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行う医療機関や応援金を申請時点で休業中の医療機関等は除かれます**。ご不明な点はお問い合わせください。

支給額

10万円（支給対象ごと）

※上記（1）～（4）の区分ごとに該当した場合に支給

申請期間

令和4年12月21日（水）～令和5年1月31日（火）

※書面申請の場合は当日消印有効

お問い合わせ先

茨城県保健医療部保健政策課 地域保健支援グループ

電話 029-301-3129

（平日9:00～17:00） ※12月29日～1月3日は除く

申請方法

「電子申請」または「書面申請」により申請してください。

(1) 電子申請

- ・以下の県のホームページから「**いばらき電子申請・届出サービス**」ページにアクセスしてください。

➡https://s-kantan.jp/pref-ibarakiu/offer/offerList_initDisplay.action



- ・「いばらき電子申請・届出サービス」は、利用者登録をせずに利用可能です。
- ・手続き一覧から「新型コロナウイルス対応医療機関等物価高騰応援金」を選択し、申請してください。
- ・振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）の添付が必要となりますので、あらかじめ写真やスキャンしたデータをご用意ください。

(2) 書面申請

- ・申請に必要な書類は、申請書兼誓約書及び振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）となります。
- ・申請書兼誓約書は**茨城県ホームページにおいて、ダウンロード**できます。

➡<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/koso/iji/koso/toukei/documents/documents/buxtukakoutou.html>



- ・郵送する際は、**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、送付してください。

（令和5年1月31日消印有効）

- ・郵送先 〒310-8555

水戸市笠原町978番6

茨城県保健医療部保健政策課 新型コロナ応援金担当 宛

注意事項

申請前に、茨城県ホームページにて詳細をご確認ください！

- ・申請の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付け出来ない場合があります。
- ・虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。併せて加算金（年利10.95%）及び延滞金の納付を要します。



茨城県